



STEP> 内定・内々定をもらったら

■ 内定・内々定

最終面接に合格したら、企業から内定・内々定の通知があります。基本的には、電話やメールでの通知になりますが、企業によっては郵送（書面）のみでの通知という場合もありますので、連絡方法をしっかりと確認しておきましょう。

内定と内々定は、同じ意味として使われることが多いですが、法的には違いがありますので、トラブルに巻き込まれないよう、それぞれの意味をしっかりと理解しておきましょう。



POINT 内定と内々定の違い

1 内定

内定通知により、就労開始予定日からの「労働契約」が成立します。承諾書がある場合は、学生がそれに署名して企業が確認した段階で「労働契約」が成立します。「労働契約」が成立した場合、相当の合理性がなければ、一方的に契約解除（内定取り消し）はできません。

2 内々定

内々定とは、内定による「労働契約」が成立する前の段階を指し、労働契約による拘束関係は発生しません。企業側は、この段階で内々定を取り消しても、損害賠償の義務は原則発生しません。

ただし、内々定の状態は、お互いに不安定な状態なので、企業から「内々定承諾書」の提出を求められる場合があります。入社をする気がない場合は、すぐに辞退の連絡をしましょう。また、他社の選考結果を待ってから返答したい場合や、内々定をキープした状態で就職活動を続けたい場合でも、提出期日までに承諾書を返送する必要があるので注意しましょう。提出期日までの返送が難しい場合は、速やかに企業に連絡・相談するようにしましょう。

■ お世話になった人へ報告しよう

希望企業から内定をもらったら、お世話になった人へ忘れずに報告しましょう。

学校の先生や就職課(キャリアセンター)の担当者、OBOG訪問でお世話になった先輩、面接練習に付き合ってくれた友人など、少しでもあなたの就職活動に関わった人は、きっと気になっているはずですよ。あなたの内定報告をととても喜んでくれるでしょう。



■ 社会人になるために

内定獲得が就職活動のゴールではありません。内定承諾書の提出や内定式、内定者研修や懇談会など、まだまだ気は抜けません。

常に社会情勢に目を向け、自立した社会人になるための努力を続けましょう！また、入社する企業のホームページを改めて細かくチェックするなど、入社後すぐに即戦力になれるよう、企業研究を進めるとよいでしょう。

■ 在留資格の変更

日本での就職が決まったら、在留資格の変更が必要です。現在の在留資格である「留学」から「人文知識・国際業務」、「技術」など、自分の業務内容に応じた在留資格への変更を行ってください。例年12月頃から受付が開始されます。4月の入社に間に合わせるために、余裕を持って申請しましょう。

● 手続きは誰が行う？

「留学」から「就労」の在留資格への変更許可申請は、原則として外国人本人が最寄りの地方出入国在留管理局または同支局か、それらの出張所に出向いて行う必要があります。

▶ 次のページで必要書類などを確認しましょう。

● 必要な書類

1 本人が用意するもの

在留資格変更許可申請書

(※用紙は窓口か、下記URLから入手できます。)

【法務省ホームページ】

「法務省：在留資格変更許可申請書」

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

写真

パスポート

在留カード

履歴書（※書式自由）

卒業証明書（※または卒業見込み証明書）

申請理由書（※任意ですが、書いたほうが審査が通りやすいです。)



2 就職先の企業に用意してもらうもの

雇用契約書のコピー

(※職務内容や雇用期間、地位及び報酬等が明記されているもの。採用通知書にその内容が明記されていれば、採用通知書のコピーでも可。)

登記事項証明書、決算報告書（損益計算書）の写し

事業内容が分かるもの（会社案内パンフレットやホームページサイトのプリントアウト等）

雇用理由書（※任意）

⚠ 必要書類は、企業によって異なる場合があります。

⚠ 就職先企業の人事担当者とは密に連絡を取るようにしましょう。

● 審査のポイント

* 本人の学歴（専攻課程、研究内容等）、その他の経歴から相応の技術・知識等を有する者であるか

* 従事しようとする職務内容からみて、本人の有する技術・知識等を活かせるようなものか

* 本人の処遇（報酬等）が適当であるか

* 雇用企業等の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活かせるための機会が実際に存在するか

● 学校を卒業した後も就職活動を続けたい場合は

大学等を卒業した留学生が、卒業後も継続して就職活動を続けたい場合に「特定活動」という就職活動のためのビザを取得できる場合があります。

「特定活動（就職活動）」の在留期間は、原則的に「6か月」となっています。しかし、その期間で就職先が決まらない場合は、さらに1回の更新が可能です。したがって、最長1年間、「特定活動」の在留資格で就職活動を続けることができます。

必要な書類などは、大学生の場合と専門学校生の場合で異なります。また、配偶者の有無などによっても対応が異なりますので、特定活動ビザへの変更を希望する場合は、まずは、学校の就職課（キャリアセンター）に相談しましょう。

【法務省ホームページ】

「法務省：特定活動9」

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html



● 相談センター

在留資格の変更関連で、何か分からない事や不安なことがある時は、出入国在留管理庁に相談することができます。

* 対面相談（要予約）

外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）

【出入国在留管理庁ホームページ】

「在留相談（東京出入国在留管理局）」

http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc_2.1.html



* 電話・メール相談

外国人在留総合インフォメーションセンター

【出入国在留管理庁ホームページ】

「インフォメーションセンター・ワンストップ型相談センター等」

<http://www.immi-moj.go.jp/info/>

